

大和市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月31日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第24号

### 大和市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

大和市児童手当事務取扱規則（平成24年大和市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（記録すべき情報）

第2条 市が記録すべき情報は、次のとおりとする。

- (1) 受給者に関する情報
- (2) 関係書類の返戻及び保留に関する情報
- (3) 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「省令」という。）様式第16号の児童手当及び特例給付 受給資格調査員証の交付に関する情報
- (4) 法第4条第1項第2号に規定する父母指定者に関する情報

第3条中「児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

第4条中「の請求書」を「に規定する請求書」に、「児童手当特例給付認定通知書」を「児童手当・特例給付認定通知書」に、「児童手当特例給付認定請求却下通知書」を「児童手当・特例給付認定請求却下通知書」に改める。

第5条中「の認定請求書（施設等受給資格者用）」を「に規定する請求書」に改める。

第6条中「の規定による額改定認定請求書」を「に規定する請求書」に、「児童手当特例給付額改定通知書」を「児童手当・特例給付額改定通知書」に、「児童手当特例給付改定請求却下通知書」を「児童手当・特例給付額改定請求却下通知書」に、「、当該」を「当該」に改める。

第7条中「の規定による額改定届の提出を受け」を「に規定する届書の提出を受けたときは」に改め、「等により」の次に「審査し、」を加え、「、児童手当特例給付額改定通知書」を「児童手当・特例給付額改定通知書」に、「は額改定届」を「には当該届書」に改める。

第8条中「の規定による児童手当額改定認定請求書（施設等受給者用）」を「に規定する請求書」に改め、「改定しない」の次に「ものと認めた」を加える。

第9条中「の規定による額改定届（施設等受給者用）」を「に規定する届書」に改め、「等により」の次に「審査し、」を加え、「額改定届（施設等受給者用）を」を「当該届書を」に改める。

第10条中「児童手当特例給付額改定通知書又は」を「当該児童手当等を受けている者（以下「受給者」という。）が一般受給者（省令第2条第1項に規定する一般受給者をいう。以下同じ。）の場合は児童手当・特例給付額改定通知書により、施設等受給者（同条第3項に規定する施設等受給者をいう。以下同じ。）の場合は」に、「手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）」を「受給者」に改める。

第11条第1項中「現況届の提出を受けたときは、その記載事項等を」を「届出があったとき、又は同条第3項の規定により届出を省略させたときは、届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等により」に、「第11条第1項」を「第14条第1項」に、「、認定通知書により当該届出者」を「は、児童手当・特例給付認定通知書により当該受給者」に改め、同条第2項中「現況届の記載事項等により審査し」を「規定による審査において」に改め、「場合」の次に「は」を加え、「支給事由消滅通知書により」を「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書により当該受給者に」に改める。

第12条中「第4条第3項」を「第4条第4項」に、「現況届（施設等受給者用）の提出を受けた」を「届出があった」に改め、「場合」の次に「は」を加え、「届書」を「届出」に、「支給事由消滅通知書（施設等受給者用）により」を「児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）により当該届出者に」に改める。

第13条第1項中「の規定による受給事由消滅届又は同条第2項」を「又は第2項」に、「受給事由消滅届（施設等受給者用）の提出を受けた」を「届出があった」に、「児童手当特例給付支給事由消滅通知書」を「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」に改め、同条第2項中「手当」を「児童手当等」に改め、「前項の」の次に「規定の」を加え、同条第3項中「転出届」を「転出」に改め、「とき」の次に「（当該届出に係る書面に同法第29条の2の規定による付記がなされた場合に限る。）」を加える。

第14条中「の規定による未支払児童手当・特例給付請求書又は同条第2項の規定による未支払児童手当請求書（施設等受給者用）」を「又は第2項に規定する請求書」に、「各号の」を「各号に掲げる」に、「掲げる」を「定める」に改め、同条第1号ア中「未支払児童手当特例給付支給決定通知書を、」を「未支払児童手当・特例給付支給決定通知書」に改め、同条第2号ア中「未支払児童手当特例給付支給請求却下通知書」を「未支払児童手当・特例給付請求却下通知書」に改め、同号イ中「未支払児童手当支給請求却下通知書（施設等受給者用）」を「未支払児童手当請求却下通知書（施設等受給者用）」に改める。

第15条第2項中「支払い」を「支払」に、「児童手当特例給付支払通知書又は」を「当該受給者が一般受給者の場合は児童手当・特例給付支払通知書により、施設等受給者の場合は」に改め、

「より」の次に「当該」を加え、同条第3項中「支払い」を「支払」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該受給者が金融機関に口座を開設していない場合その他市長がやむを得ないと認める理由により現金による支給を希望する場合は、その申出に基づき、別に定める方法により現金で支給する。

第15条第4項中「支払い」を「支払」に改める。

第16条中「又は法第11条」を「、又は法第11条」に、「児童手当特例給付支払差止通知書又は」を「当該受給者が一般受給者の場合は児童手当・特例給付支払差止通知書により、施設等受給者の場合は」に改める。

第17条第1号中「児童手当に係る寄附の申出書」を「申出書」に改め、同条第3号中「児童手当特例給付に係る寄附受領証明書」を「児童手当・特例給付に係る寄附受領証明書」に改める。

第18条第2項中「児童手当特例給付に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書」を「児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書」に改める。

別表を次のように改める。

## 別表（第19条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	児童手当・特例給付認定通知書	第4条及び第11条
第2号様式	児童手当・特例給付認定請求却下通知書	第4条
第3号様式	児童手当認定通知書（施設等受給資格者用）	第5条
第4号様式	児童手当認定請求却下通知書（施設等受給資格者用）	第5条
第5号様式	児童手当・特例給付額改定通知書	第6条、第7条及び第10条
第6号様式	児童手当・特例給付額改定請求却下通知書	第6条
第7号様式	児童手当額改定通知書（施設等受給者用）	第8条から第10条まで
第8号様式	児童手当額改定請求却下通知書（施設等受給者用）	第8条
第9号様式	児童手当・特例給付支給事由消滅通知書	第11条及び第13条
第10号様式	児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）	第12条及び第13条
第11号様式	未支払児童手当・特例給付支給決定通知書	第14条
第12号様式	未支払児童手当支給決定通知書（施設等受給者用）	第14条
第13号様式	未支払児童手当・特例給付請求却下通知書	第14条
第14号様式	未支払児童手当請求却下通知書（施設等受給者用）	第14条
第15号様式	児童手当・特例給付支払通知書	第15条
第16号様式	児童手当支払通知書（施設等受給者用）	第15条
第17号様式	児童手当・特例給付支払差止通知書	第16条
第18号様式	児童手当支払差止通知書（施設等受給者用）	第16条
第19号様式	児童手当・特例給付に係る寄附受領証明書	第17条
第20号様式	児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書	第18条

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和4年6月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。